

令和2年5月18日

知立市小・中学校保護者の皆様

知立市教育委員会
知立市小中学校長会

新型コロナウイルス感染症に対する学校の主な取組み

臨時休業においては、ご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。お子さんや保護者の皆様にとっては、心身ともに疲れや不安を抱える日々であったと思います。

5月25日（月）から学校が再開されますが、引き続き、子どもたちが安心して学校での活動を行うことができるようにしていきます。

そこで、文部科学省より示された「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（3月24日）」「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q&A（5月13日時点）」に準じて、学校では下記のごとくに配慮して対応してまいります。

保護者の皆様におかれましては、本内容についてご理解いただき、今後の教育活動にご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

記

1 密閉、密集、密接を避ける工夫・配慮

- ・少なくとも1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開け、こまめな換気（できれば2方向の窓等を同時に開ける）を行うとともに空調や衣服による温度調節を含めて、温度湿度の管理につとめます。
- ・座席は、できるだけ間を空けたり、対面にならないようにしたりします。
- ・全校集会、学年集会など大勢が長時間、同じ空間に集まるような行事・活動は控えたり、放送で行ったりします。やむをえず行う場合、マスク着用の上、換気をし、短時間で行います。

2 マスクの使用・手洗いの励行

【マスクについて】

- ・児童生徒、及び教職員は、学校教育活動においては、通常マスクを着用します。
- ・児童生徒に対し、正しいマスクの着用や咳エチケットを心がけることについて指導をします。

【手洗いについて】

- ・正しい手洗いやタイミングについて指導します。

〈手洗いのタイミング〉

- ① 給食など食事の前後
- ② 休み時間や体育等、外から教室等へ戻った時
- ③ 多くの人に触れたと思われるところや物に触った時（例えば、体育でボールを使った運動をした時やパソコン、タブレット等を使用した時など）
- ④ 咳やくしゃみ、鼻をかんだ後
- ⑤ トイレの後

3 衛生面について

【消毒について】

- ・常時使用できるよう校内にアルコール消毒液を置きますが、こまめな手洗いを基本とします。アルコール消毒液は手洗いができない際、補助的に用います。
- ・ドアノブ、手すり、机など、不特定多数の人が触る箇所を1日1回消毒します。（消毒液は、人体に影響を与えない安全なものを使用）

- ・通常、児童生徒が行っていたトイレや手洗い場の掃除は、当面の間、教職員が行います。
- ・タオル、ハンカチ等、個人の持ち物の貸し借り、共用はしないよう指導します。

【授業・部活動または体育、放課の外遊びにおいて】

- ・合唱やグループでの話し合いなど、近距離で会話したり発声したりする（多くの飛沫が飛ぶことが考えられる）活動、リコーダー、鍵盤ハーモニカの演奏は控えます。やむを得ず会話や発声、リコーダー・鍵盤ハーモニカなどの運指練習が必要な場合は、マスクの着用、または咳エチケットの要領でハンカチなどの代用を利用するなど指導します。
- ・部活動や体育、放課の外遊び開始、終了時における手洗いの励行を呼びかけます。
- ・教具や器具等の共用はできるだけ控えたり、消毒をしたりします。
- ・手でボールを扱う運動、ボール、パソコン、楽器などの道具を共用した場合は、手洗いをするよう指導するとともに、適宜、ボールや道具等の消毒も行います。
- ・感染予防を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間指導計画を見直し、指導の順序を変更するなどします。

4 給食

- ・給食においては、体調面、衛生的な服装等、給食当番活動が可能であるか毎日確認をし、必要があれば給食当番を代えるなどの対応をとります。
- ・給食当番以外の児童生徒、教職員もマスクを着用して配膳を行います。
- ・会食にあたっては、黒板の方を向いた席にするなど、机を向かい合わせにせず、また、会話を控えるようにします。
- ・配膳後、減らしたりおかわりしたりでトング等を使用する場合は、教員が（マスクを着用して）行うなど、多数の児童生徒がトング等を使用しないよう、対応します。
- ・手洗い場での密と飛沫感染を避けるため、学校で歯磨きは行いません。

5 健康管理

- ・免疫力を高めるため、睡眠・栄養・休養をしっかりとることを児童生徒に伝えます。
- ・児童生徒には、家で毎朝検温、かぜ症状の確認をしていただきます。カードを配付しますので、毎日、記入・提出をお願いします。教職員も毎朝、家で検温を行います。
- ・保護者との連携を密にし、健康観察を徹底して行い、児童生徒に発熱等の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養していただくようにします。
- ・登校後、児童生徒が体調不良を訴えた場合は、保護者に連絡をしたうえで、下校させるようにします。

6 その他

- ・健康相談等の実施やスクールカウンセラー等の支援を行うなど、心のケアにも取り組みます。ご心配なことがありましたら、学校にご相談ください。（広報誌「むすびあい」を参考にしてください）
- ・今年度の授業については、児童生徒の学習に著しい遅れが生じないように、前年度の未指導分を必要に応じて指導計画に組みながら授業を行います。

上記の内容につきましては、今後の状況により変更することがあります。ご理解とご協力をお願いします。

担当 学校教育課（伊藤・竹下）
 電話 83-1111
 内線 278
 FAX 95-0161
 E-mail:gakko@city.chiryu.lg.jp